



8月13日 14時00分公表

令和3年8月13日
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ公表

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、広島県は広島市安佐北区に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【広島県】 広島市安佐北区 (ひろしましあさたく)	8月12日	8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）